政　令

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十二月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百四十六号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一のうち二　総領事館の表中南米の項中「

ベレン	628,500	605,700	537,100	468,500	422,800	377,100	354,300	331,400	308,600

」を「

ベレン	710,000	688,400	663,100	587,000	511,000	460,300	409,600	384,200	358,900	333,500

」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の別表第一の規定は、平成二十五年八月一日から適用する。

外務大臣　岸田　文雄

内閣総理大臣　安倍　晋三

関税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十二月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百四十七号

関税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第十二号の規定に基づき、この政令を制定する。

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「福　岡　北九州」を「福　岡　北九州　佐　賀　佐　賀」に改める。

附　則

この政令は、平成二十五年十二月二十日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○経済産業省令第六十一号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、及び電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十五条の規定を実施するため、原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年通商産業省令第三十号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月十八日

経済産業大臣　茂木　敏充

原子力発電施設解体引当金に関する省令の一部を改正する省令

原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年通商産業省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に、「第四十三条の三の三十二第三項」を「第四十三条の三の三十三第三項」に、同条第三項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改める。

附　則

この省令は、原子力規制委員会設置法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月十八日）から施行する。